

(仮称)八王子市個人情報保護法施行条例(素案)について

1 報告趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、令和3年(2021年)5月に個人情報保護法が改正されたことに伴い、八王子市個人情報保護条例を改正する。この度、名称を「(仮称)八王子市個人情報保護法施行条例」に変更し、その素案について報告する。

2 報告内容

(1) 条例改正の目的

個人情報保護法改正により、個人情報保護に関する全国的な共通ルールが法で規定されたことから、現行の八王子市個人情報保護条例を“法施行条例”として改正し、改正法において条例に委任されている内容を規定する。

(2) 改正法の概要

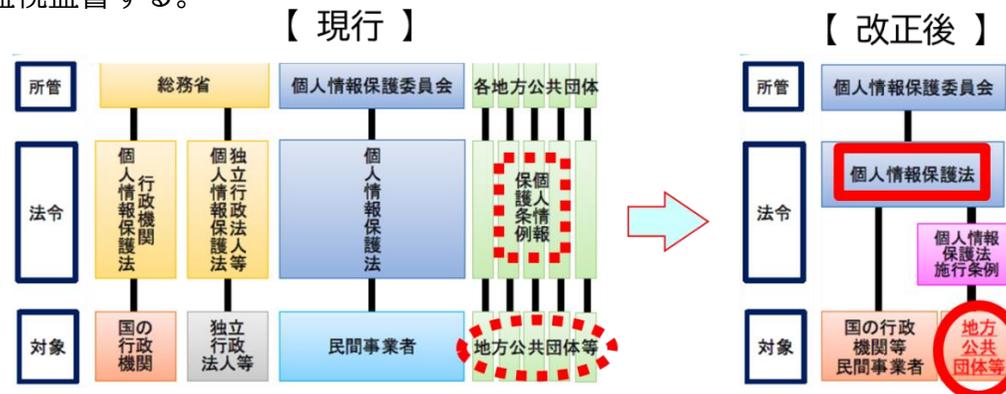
ア 改正法の目的

個人情報を取り扱う事業者や行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する。

イ 改正の体系イメージ

【現行】 市が保有する個人情報を適正に保護するため、八王子市個人情報保護条例を適用している。

【改正後】 個別に定められていた法令及び条例の規律が一元化され、改正法が根拠法令となり、内閣府外局の「個人情報保護委員会」が、国の行政機関等、民間事業者、地方公共団体等の個人情報の取扱いを一元的に監視監督する。



(3) 条例素案の内容

ア 詳細は、別紙「(仮称)八王子市個人情報保護法施行条例 素案」のとおり。

イ 条例改正におけるポイント

(ア)	条例で定めなければならないもの		・費用の負担
(イ)		独自の内容	・審議会の設置継続
(ウ)	条例で定めることができるもの	改正法と合わせる	①開示決定の期限 ②個人情報ファイル簿の作成
(エ)		導入を見送る	・行政機関等匿名加工情報の提供制度
(参考)	条例で定めることができないもの		①個人情報収集の制限 ②オンライン結合による提供の制限

(4) パブリックコメント手続の実施

期 間：令和4年(2022年)9月1日(木)から9月30日(金)まで

周知方法：広報はちおうじ9月1日号、市ホームページ

閲覧場所：公文書管理課、市政資料室、市民部各事務所、各市民センター、各図書館、市ホームページ

提出方法：郵送、FAX、電子メール、公文書管理課窓口への提出

3 今後の予定

令和4年(2022年)9月 パブリックコメント意見の検討及び結果の公表

11月 第4回市議会定例会上程

令和5年(2023年)4月 条例施行